

大竹市立大竹小学校PTA慶弔規程

第1条 児童が死亡したときは、香料として5,000円と3,000円程度の供物をおくり、会長またはその代理者が葬儀に参列する。

第2条 会員が死亡したときは、香料として5,000円をおくり、会長またはその代理者が葬儀に参列する。

第3条 本規程に明記しない事項については、執行部役員会の議を経てこれを行い、運営委員会に報告する。

第4条 この規程は、運営委員会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することはできない。

付 則

この規程は、平成3年11月9日に制定し、同日から施行する。

この規程は、平成19年4月21日に制定し、同日から施行する。